

令和2年度 事業計画について

I 令和2年度事業推進の基本方針

令和元年度は、個人顧客を相手方とする対面取引を行う会員に対する監査を実施し、平成29年度からの3か年で対象となる会員を一巡するとともに、4月1日からの反社会的勢力の排除に関する規則の施行と併せて反社会的勢力への該当性に係る照会制度を運用する一方、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関して、会員が直面しているリスクを特定、評価し、そのリスクに見合った低減措置を講ずること（いわゆる「リスクベース・アプローチ」）による管理体制の構築と維持について主務省と連携して支援するなど、会員の自主的な取組に対する支援を通じて引き続き自主規制機能の強化に努めてきた。

総合取引所については、令和元年11月1日に㈱日本取引所グループが㈱東京商品取引所を完全子会社化する経営統合が行われ、令和2年7月27日にはエネルギーを除く、貴金属、ゴム及び農産物が、㈱東京商品取引所から㈱大阪取引所に移管されることになった。これに伴い、会員にあっては第一種金融商品取引業の新規登録又は変更登録に向けた体制整備に取り組むことになり、日本証券業協会との証券外務員の登録や自主規制規則の改正等に関する協議を通じて、会員に対する支援を行ってきた。

令和2年度は、商品の移管による会員構成の変化を踏まえて会費の削減と事業の見直しを行うとともに、商品関連市場デリバティブ取引との関連性に着目した自主規制のあり方（ハーモナイゼーション）、ネット取引の特性等に着目した自主規制や監査のあり方を検討し、商品先物取引業を取り巻く環境の変化に対応した自主規制活動を展開することにより、多くの会員が金融商品取引業を兼業する中で、商品先物取引業に係るコンプライアンス水準の向上への自主的な取組を支援することとする。

また、商品関連市場デリバティブ取引に係る証券外務員の登録等に関する日本証券業協会との協力、連携を行うことにより、会員がスムーズに対応できるよう側面支援を行うこととする。

7月以降の総合取引所の進展に加え、店頭商品デリバティブ取引や外国商品市場取引の動向を見つつ、必要に応じて今後の本会の体制や運営のあり方に関して検討することとする。

II 令和2年度 事業計画

1. 自主規制に係る事業

(1) 会員の適正な商品先物取引業務の確保

- ① 内部管理体制と運用状況に関するモニタリング（監査）の着実な実施
- ② 勧誘段階のみならず、委託者保護の観点から取引段階におけるコンプライアンス水準の向上支援
- ③ 内部管理責任者等資格研修（内部管理責任者等資格者に対するフォローアップを含む）、内部管理総括責任者等研修の充実
- ④ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、反社会的勢力の排除等に係る取組みの支援
- ⑤ 商品取引契約の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の着実な運営
- ⑥ 不招請勧誘禁止の例外に対応した適正な商品先物取引業務の確保
- ⑦ 監査結果や苦情、紛争の発生状況等に応じた助言や指導
- ⑧ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施

(2) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールを整備

- ① 自主規制ルールの整備
- ② 自主規制ルールの周知及び関係諸規則の遵守の徹底

(3) 会員の監査

- ① 会員の商品先物取引業務及び財務等に関する監査の実施
 - ② インターネット取引に関する監査手法の整備
 - ③ 社内監査の結果に関する調査、フォローアップの実施
 - ④ 日本商品委託者保護基金等の関係機関との監査に係る体制整備の検討
 - ⑤ 会員の経理に関する調査の実施
- (4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営
 - (5) 個人顧客を対象とした商品先物取引業務を行っている会員の企業情報の開示

2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

- (1) 顧客等からの相談等への適切な対応
- (2) 顧客等からの苦情の迅速な解決
- (3) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な運営
 - ① 紛争仲介業務の迅速な実施
 - ② 利用者の声を活かした円滑な紛争仲介業務の実施
 - ③ 紛争仲介業務の質の向上に向けた取組み
- (4) 苦情・紛争等内容の調査、分析及びその情報提供
- (5) 投資家向けの商品先物取引の仕組み等に関する情報提供
- (6) 消費者相談機関等との情報交換

3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- (1) 外務員登録の的確な運営、実施
- (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
 - ① 商品の移管に伴う試験・テキストの見直し
- (3) 登録更新講習の的確な運営、実施
- (4) 外務員等の資質向上策等の検討、実施
 - ① 外務員等に対するセミナー等の充実

4. 広報等に係る事業

- (1) 協会ウェブサイト（ホームページ）のコンテンツの充実、強化
- (2) ロゴマークの活用やパンフレットによる協会の周知
- (3) 協会事業等に係る情報提供
 - ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
 - ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
 - ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
 - ④ 消費者相談機関等への情報提供
 - ⑤ マスコミ報道機関等への情報提供

5. その他

- (1) 商品の移管に伴う必要な事業
- (2) 商品関連市場デリバティブ取引に係る証券外務員の登録等に関する日本証券業協会との協力、連携

以 上